

令和6年6月25日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社淺川組に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社淺川組

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、(株)淺川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

<取扱い> —————

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 そや みちひと
建政部 建設産業第一課 課長 征矢 道仁 (内線6141)
なかばやし かずと
課長補佐 中林 一人 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

令和6年6月25日
近畿地方整備局建設産業第一課

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号：株式会社淺川組

許可番号等：国土交通大臣（特－2）第3518号

代表者氏名：西口 伸

本店所在地：和歌山県和歌山市小松原通3－6 9

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和6年7月10日から令和6年8月18日までの40日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

3. 処分理由

和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、（株）淺川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。